

公益財団法人日本セーリング連盟
公式計測員規程

第1条（目的）

本規程は、公益財団法人日本セーリング連盟（以下、JSAFという。）定款に基づき、JSAF公認のクラス公式計測員の認定手続等に関し定めるもので、JSAFワンデザインクラス計測委員会（以下、ODC計測委員会という。）が主管して、規則に基づくセーリング競技の公正さを確保することを目的とする。

第2条（公式計測員の種類と職務・権限）

JSAFは公式計測員として、次のメジャーを認定する。

公式計測員とは、下記のサーティフィケーションメジャー、ナショナルメジャー、メンテナンスメジャーの総称である。

1. サーティフィケーションメジャー（Certification Measurer）

ハル、スパー、セール等全ての装備の検査及び基本計測を行うことができ、クラス規則に基づいた証明管理及び証明を行うことができる。

2. ナショナルメジャー（National Measurer）

ハル、スパー、セール等全ての装備の検査及び基本計測を行うことができる。証明書が発行されないセール等については証明を行うことができる。ただし、国内クラスにあってはすべての証明、書き換え等を行うことができる。

3. メインテナンスメジャー（Maintenance Measurer）

装備の計測、またはクラス規則で毎年の計測が定められている装備の計測を行うことができる。

第3条（認定要件及び手続き）

1. JSAF 特別加盟団体である各クラス協会は、当該クラス規則及びセーリング競技規則（以下、RRSという。）、セーリング装備規則（以下、ERSという。）を熟知し、大会計測（大会装備検査）及び証明の経験の豊富な者を、クラス公式計測員として推薦することができる。
2. 全てのクラスにおいてクラス公式計測員として新たに承認を受けようとする場合、次のJSAFおよび当該クラス協会の開催する次の講習会を受講しなければならない。
 - （1）JSAF 等が開催する新規認定を目的とした JSAF計測講習会。
 - （2）当該クラス協会が主催するクラス公式計測員の新規認定を目的とした当該クラス規則に係る講習会。
3. 計測証明書が発行されるクラスにおいて、クラス協会はクラス公式計測員の中から若干名をサーティフィケーションメジャーとして推薦することができる。ODC計測委員会は推薦された者を審査し、サーティフィケーションメジャーとして承認する。
5. クラス公式計測員に推薦される者は、JSAF登録会員でなければならない。

第4条（受講料）

上記講習会の受講料（講習料及び認定料）は、別途定める。

第5条（名簿登録）

本規程第3条により認定された者は、各認定資格に則して、公式計測員登録名簿に登録され、名簿登録者は JSAF公式ホームページに公示される。

第6条（認定の有効期間）

1. クラス公式計測員は、認定後において ERSが改訂された場合、規則改訂に係る講習会が ODC計測委員会 または、当該クラス協会等により開催される時点まで、公式計測員の資格は有効とする。
2. 任期中継続してJSAFに登録されている会員であること。

3. 毎年4月1日においてJSAF会員でない者の計測員資格は失効する。

第7条（更新要件）

1. クラス公式計測員としての資格を更新しようとする者は、クラス規則の改訂に基づく各所定の更新講習会を、当該改正年の翌年3月末日までに受講するものとする。
2. 4年ごとの規則(RRSおよびERS)改訂に基づく更新計測講習会を、当該改正年の翌年3月末日までに受講するものとする。
3. 資格取得後継続して JSAFに登録されている会員でなければならない。
4. 上記の更新要件を満たさない者は、クラス公式計測員の資格は失効する。但し、海外勤務等により上記要件を満たすことが明らかに困難な場合には、申請により期間延長を認めることが出来る。
5. 講習会の受講料（講習料及び更新認定料）は、別途定める。

第8条（チーフメジャラー）

1. クラス協会はクラス公式計測員のうちから、チーフメジャラーを選任しODC計測委員会に届け出るものとする。
2. チーフメジャラーは第2条の1または2に該当する者とする。
3. チーフメジャラーはクラス・メジャラーの管理及び名簿の作成維持を行い、また、クラスルールの運用に責任を持ち、クラス・メジャラーの資質向上を図る責務を負う。

第9条（テクニカル委員会等構成基準）

国内における大会の装備検査および大会計測のため、テクニカル委員会の設置および構成は次の基準による。

- (1) 連盟公認の全日本選手権大会及びそれに準ずる大会（連盟レース運営規則第1章および第2章に準ずる大会）大会主催者もしくはレース委員会はRRSに基づきテクニカル委員会を設置する。テクニカル委員会委員長は、(マルチクラスイベントにおいては各クラスの責任者も) 日本セーリング連盟公式計測員規定におけるナショナルメジャラーまたはクラスチーフメジャラー推薦の者とする。また、テクニカル委員会の構成は全員が有資格者である必要はないが、原則としてメインテナンスメジャラー以上のインスペクターを置くことを推奨する。
- (2) (1) 以外の大会においてテクニカル委員会を設置する場合
委員長は当該クラスの公式計測員有資格者（可能ならばナショナルメジャラー）とする。構成については大会規模、レース公示項目を鑑み行うこと。
- (3) テクニカル委員会が設置されない場合
大会主催者もしくはレース委員会は計測担当者を任命し、レース委員会内に計測部門を設置の上、装備検査、大会計測を実施するものとする。大会計測員には、クラス・メジャラー（可能ならばナショナルメジャラー）を含むことが望ましい。

第10条（その他）

1. 規則改訂に係る講習会の受講者は、JSAF計測講習会受講登録者として連盟公式ホームページに公示される。
2. 国際セーリング連盟（WS）インターナショナルメジャラー候補者の推薦基準については、別途定める。

附則

1. 2006年11月25日制定、2007年4月1日より施行
2. 2012年9月8日改訂
3. 2012年12月8日改訂
4. 2021年2月27日改定
5. 2025年1月1日改訂